



B 9

1390



河津祐之著

上

尋常小學國民之心得

明治十九年二月八日版權免許

明治十九年三月十一日內務省驗核

序  
西哲アリストトの言あり。曰く。人へ政治的動物  
なりと實に人へ社會の中へ生れ。社會ふ由て成り。社會  
を賴むべからず。是故まへば。唯其獨を慎むべきのみなら  
ず。併せて國を愛し法を敬し。以て社會の良民たる義務  
を盡さざる可からず。其れ然り。然りと雖も。凡と物を愛  
し物を敬するは。善く其愛すべく敬すべき。所以あるを  
知れるの後より。譬へば書畫骨董のごとし。世の書畫  
骨董を愛する者ハ。其價値を詳よとする者ならざるハあ  
し。書畫骨董の價値を詳よせずして。而して之を愛する  
ものハ。余未だ聞かざるなり。夫の兒童をして國を愛する

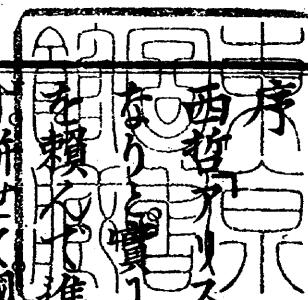
河津祐之著

上

# 尋常小學國民之導

明治十九年二月八日版權免許

明治十九年三月十一日內務省賄款



序  
西哲アリス  
なべと實  
を頼むや  
も事  
唯其獨を慎むべきのみなら  
ず併せて國を愛し法を敬し以て社會の良民たる義務  
を盡さざる可からず其れ然り然りと雖も凡と物を愛  
し物を敬するハ善く其愛すべく敬すべき所以あるを  
知れるの後より譬へ書畫骨董のことし世の書畫  
骨董を愛する者ハ其價値を詳よする者ならざるハあ  
し書畫骨董の價値を詳よせずして而して之を愛する  
ものハ余未だ聞かざるなり夫の兒童をして國を愛し

法を敬するの念を生ぜしむるの道も。亦た豈よ之ふ異らんや。今文部省の殊よ國民の心得を小學の一科よ加へたるも。蓋し國の愛すべく法の敬をべき所以を兒童よ教へ。之をして將來社會の良民たらしめんとするの趣旨ふ出づるならん歟。余深く其美舉なることを信ぜり。乃ち此書を著して。以て小學教科の用よ供せんと欲す。若し能く其目的を達するを得て。國よ多くの小良民を作るふ至らば。獨り余の光榮のみよ非ざるなり。

明治十九年二月

河津祐之 識

尋常小學國民の心得卷の上

目錄

第一章 國民の心得

第二章 政體の大意

第三章 立法官

第一款 立法官の目的及び構成

第二款 法律

第三款 法律小對する國民の義務

第四章 行政官

## 第一款 行政官の目的

第二款 内閣并ふ諸省

第三款 法制局

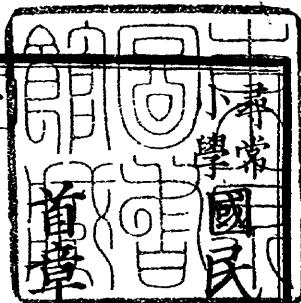
## 第四章 地方の政治

第一款 行政の區域

第二款 府縣

第三款 郡區町村

## 小學常國民の心得卷の上目錄終



### 國民の心得

東京 河津祐之 著

- 一 國民たるものゝ心得べきことへ何ぞや。  
二 凡そ國民たるものゝ其國の政體組織と。及び國民たるの義務權理とを辨へざるべからず。  
此等のことを知らざるものゝ國を愛するの情薄く。法律を敬し。權理を重するの念えし。是れ小

學よ。國民の心得の一科を設けて。以て兒童よ愛國敬法の念を。發せしむる所以なり。

## 第一章 政體の大意

三 政體よ。何等の種類ありや。  
諸國の政體は。立君政體と。共和政體とよ。大別すべし。

四 立君政體と。何ぞや。

立君政體とい。帝若くは王と名くる。君主ありて。其國を。統御し玉ふものふして。獨裁と。立憲との

二種よ。小別すべし。

五 獨裁と。立憲との區別。如何。

獨裁とい。帝王一人よて。萬機を決し玉ふものを。いひ。立憲とは。帝王も亦違ふことを得ざる所の。憲法ありて。帝王此憲法ふ從ひ。民の公論よ依て。政を執り玉ふものをいふなり。

六 共和政體と。何ぞや。

共和政體とい。大抵大統領と稱する。國長を選んで。其國を。統御せしむるもの。をいふ。

七 我國の政體へ。右の諸政體の。何れも該るもれなりや。

我國の政體へ。現今尚ほ立君獨裁の種類よ屬すべきものなりといへども明治二十三年を期して憲法を設けられ國會を開かせ玉ふとの聖詔あれど我國は久しうらずして立憲政體比國とあるべきものと知るべし。

八 政體の何たるよ限らず民を統御するよ必要なる職務ありや。

然り其職務へ三あり即ち法律を制定するの職務と法律を施行することを勤むるの職務と法

律よ背きたるものを罰するの職務とはなり。

九 我國よ於て其三大職務を執るの官衙へ如何。

我國よ於てへ天皇親ら此三大職務を統べ玉ふといへども仍ほ議法官よ命じて法律を議定せしめ行政官よ任じて法律を施行せしめ司法官よ命じて法律よ違ふものを罰せしめ玉ふ。

## 第二章 立法官

### 第一款 立法官の目的及び構成

十 立法官の目的へ如何。

立法官ハ。法律を議定するを以て。其目的とす。

十一 立法官の構成ハ。如何。

諸國の立法官ハ。上下の兩院より分ちて。其間は權衡を保たしむるもの多し。

十二 我國の立法官ハ。如何。

我國は於て。今法律を議定する任は。あるものハ。唯一院にして。之を元老院と稱す。

十三 元老院の組織ハ。如何。

元老院ハ。議長。副議長。幹事。議官。書記官より成る

ものふして。議長。副議長ハ。議事を整頓し。幹事ハ。庶務會計を幹理し。議官ハ。議案を議し。書記官ハ。議場の儀式を演べ。議案を讀むことを掌る。

十四 議官ふ。任ぜらるゝを得べきものハ。誰モヤ。

議官は任ぜらるゝ者ハ。左の如し。

第一 皇族華族

第二 勅任官より昇りし者

第三 國小功勞ありし者

第四 政事法律の學識有る者

## 第二款 法律

**十五** 法律の目的の如何。

法律は衆人普通の幸福と各人特別の幸福とを達することを以て目的とす。故に法律を制定するより此目的を離るべからず。

**十六** 我國は於て法律を制定する順序の如何。

法律は政府より勅命を以て其議案を元老院は交付し元老院は於て之を可否を討議し其修正すべきは修正して議決の上政府は進達する

ものとす。

**十七** 元老院は法律を起草することを得る。元老院は新法を制定し若くは舊法を廢止改正すべきの意見書を上奏することを得。

**十八** 國民は法律よ關する意見を陳することを得るや。

國民は立法ふ關する建白書を元老院は呈出することを得。

## 第三款 法律よ對する國民の義務

**十九** 法律よ對する國民の義務の如何。

國民へ。法律を敬重し。之を遵奉せざる可らず。

二十

何故よ吾人へ。法律を敬重し。  
之を遵奉するの義務ありや。

法律へ。公けの秩序と。平和とを保ちて。各人の身體財産を。安からしめんぐ爲めよ。設くるものあり。故よ各人若し。之を敬重遵奉せざれば。公けの秩序と平和と。こゝよ紊れて。人の身體財産へ。一日も安きことを得ざるべし。是れ吾人の法律を遵奉することを。要する所以なり。

三一

我國よ於て。法律の施行すべ  
きものとある。何時なりや。

法律へ。各府縣廳よ到達すべき。日數より後。七日を以て。其施行の期限とせり。尤其特よ急施を要して。即日より施行せしむるもの。又へ特よ施行の日を掲げたるものへ。此限よあらず。

### 第三章 行政官

#### 第一款 行政官の目的

二十二

行政官の目的へ。如何。

行政官へ。法律を執行し。公務の運轉を管理することを任とす。

二十三 行政の事務は。何様よ區別せらるや。  
行政の事務は。中央の政治と。地方の政治とよ。區  
別せり。

二十四 中央の政治は。任するものへ。誰そや。  
中央の政治は。任するものへ。内閣總理大臣及び  
諸省大臣なり。

二十五 地方の政治は。何人よ任するや。

地方の政治は。各府縣よ置ける官吏よ任ぜり。其  
官吏の重あるものへ。府知事。縣令。郡區長。戸長等

ありとす。

## 第二款 内閣并よ諸省

二十六 内閣とへ。何ぞや。

内閣は。内閣總理大臣。及び外務。内務。大藏。陸軍。海  
軍。司法。文部。農商務。遞信の諸大臣。會議して。事を  
天皇ふ奏する所とす。

二十七 諸省の名を示せ。

宮内外務。内務。大藏。陸軍。海軍。司法。文部。農商務。遞  
信の十省。是れなり。

二十八 宮内省の職務へ。如何。

宮内省へ。皇室。内廷。皇族。華族より關する。一切の事務を。管理する所とす。

二十九 外務省の職務へ。如何。

外務省へ。外國交際の事務を。管理し。外國よ在る。我交際官を監督し。以て我國權を保持する所とす。

三十 内務省の職務へ。如何。

内務省へ。國內の安寧。人民の保護より關する事務を。管理する所とす。

三十一 大藏省の職務へ。如何。

大藏省へ。全國の財政よ。關する事務を。管理する所とす。

三十二 陸軍省の職務へ。如何。

陸軍省へ。陸軍所管の軍人。軍屬を。統理し。進退黜陟。會計。給與。一切の事務を。綜理する所とす。

三十三 海軍省の職務へ。如何。

海軍省へ。海軍戰艦よ。關する。一切の事務を。管理する所とす。

三十四 司法省の職務へ。如何。

司法省へ。裁判并よ。司法警察よ。關する事務を。管理する所とす。

三十五 文部省の職務へ。如何。

文部省へ。全國の教育よ。關する事務を。管理する所とす。

三十六 農商務省の職務へ。如何。

農商務省へ。農業。商業。工作。技術。漁獵。商船。海軍所管の軍人よ。非る海員。發明。商標。度量衡。開墾。牧畜。

動植物の育植。獸醫。銀行會社よ。非る會社。礦山。山林よ。關する法律の施行を。保持監督する所とす。

三十七 遠信省の職務へ。如何。

遞信省へ。燈臺。電信。驛遞。管船の事務を。管理する所とす。

### 第三款 法制局

三十八 法制局といへ。何ぞや。

法制局へ。内閣總理大臣の管轄よ。屬して。法律命令の審査起草。恩赦特典。諸裁判所の官制并よ行

政裁判を掌るものなり。

三十九 法制局の組織ハ如何。

法制局ハ長官一人。參事官二十人。書記官二人より成る。

#### 第四章 地方の政治

##### 第一款 行政の區域

四十

日本ハ。地方政治の便宜の爲めよ。何様よ。之を區畫するや。

日本ハ。府縣より分ち。府縣の下。又郡區町村より分て。以て地方の政治を施すよ便あらしむ。

四十一

北海道も亦。同様の區域を設くるや。

北海道ハ。今分縣の制を改めて。別よ一廳を設け。全道の施政。并よ集治監。及び屯田兵。開墾授産の事を。統理せしむ。

##### 第二款 府縣

四十二

府。縣とハ。何ぞや。

府又ハ。縣と稱するものハ。日本行政上の最大區域。よして。又土地の最大區域なり。

四十三

府縣の。政務を執るもの。誰そや。

府縣の政務を執るもの。府知事。縣令。書記官。府縣會。府縣會の常置委員なり。

四十四 府知事。縣令の職務。如何。

府知事。縣令は。府縣の上。小置ける。政府の官吏として。其府縣内の行政事務を總理し。法律及び政府の命令を。執行することを掌り。其執行は。必要なりとする時。之。う實施の順序を設けて。管内小布達することを得。又其適宜の處分を。許されたる事件は。付て。規則を設立して。管内は。布達

することを得。

四十五

府知事。縣令は。何れの大臣より。隸するや。

府知事。縣令は。内務大臣より。隸すといへども。各省主任の事務より就ては。各省大臣の指揮を受く。

四十六

書記官の職務。如何。

府知事。縣令を輔けて。部内の行政事務を參判し。府知事。縣令不在の時。又は事故ある時。之を代理す。

四十七

府縣會の如何にして。組織するや。

府縣會へ。四年を任期とし。二年毎よ。其半數を改選するものふして。其議員へ。郡區の大小よ從ひ。每郡區五人以下を選舉す。

四十九府縣會の議員たることを得べきものゝ誰そや。

満二十五歳以上の男子よして。其府縣内よ。本籍を定め。満三年以上。こゝよ住居し。其府縣内ふ於て十圓以上の地租を納むる者の法律よ定めたる。或制限よ觸るゝものを除き。府縣會の議員たることを得べし。

五十府縣會の議員を選舉する者を。誰そや。

府縣會の會議へ。通常會と。臨時會との二類よ分ち。其毎年一度。十一月ふ開くものを。通常會とし。臨時よ開くものを。臨時會とす。

府縣會の會議へ。通常會と。臨時會との二類よ分ち。其毎年一度。十一月ふ開くものを。通常會とし。臨時よ開くものを。臨時會とす。

五十一 府縣會の職務へ如何。

府縣會へ。府知事。縣令の作りたる。議案は因り。地方税を以て。支辨すべき。經費の豫算。及び其徵收方法を。議定することを。職務とす。

五十二 府縣會の決議へ如何ふ  
して。之を施行するや。

府縣會の決議へ。府知事。縣令の認可したる後。施行するものとす。

五十三 府縣會の常置委員へ何ぞや。

常置委員へ。五人以上。七人以下の。府縣會委員よ

り。成れるものよして。其職とする所へ。府縣會の議定ふ。依り。事業を執行するの方法。順序。及び豫備の支出。付。府知事。縣令の諮詢。答へ。又地方税を以て。支辨すべき。事業の。臨時急施を要する時。よ於て。其經費の豫算。及び徵收方法を。議決して。後。之を府縣會。報告するふあり。

第三款 郡區町村

五十四 郡とへ。何ぞや。

郡とい。府縣の。土地の區分よして。又其行政上の

區分なり。

五十五 區といへ。何ぞや。

三府。五港。其他人民輻輳の地を。別々區畫して。施政の便を計るもの。之を區といふ。

五十六 町村といへ。何ぞや。

町村といへ。郡區の土地の區分にして。又其行政上の區分なり。

五十七 郡區の。政務を執るもの。誰そや。

郡。郡長。區。區長。ありて。其政務を執る。

五十八 郡區長の職權。如何。

郡區長。事を府知事縣令より受けて。法律命令を其郡區内。小施行し。一郡區の事務を總理し。又町村戸長を監督するものなり。但し區長。戸長の事務を兼ねることあり。

五十九 町村の事務を執るもの。誰そや。

每町村。一員の戸長あり。又。數町村。一員の戸長ありて。町村の事務を執る。

六十 戸長の職務。如何。

戸長ハ戸籍の事。租税を取纏めて上納する事。徵兵下調の事。公正比證書。印する事。地券臺帳の事。其他町村内の秩序ふ關する。諸般の事務を處辨することを掌り。警部あらざる地ふ於てハ。

司法警察官として。犯罪を捜査す。

六十一〔區政又ハ町村よハ。區戸長の外。〕  
〔よ。政務ふ關をるものありや。〕

然り。區町村よハ。區町村會あるものありて。區町村費を以て。支辨すべき事件。及び其經費の支出。徵收方法を評定するあり。

六十二

〔區町村會を。招集するものハ。誰々や。〕

區會ハ。區長之を招集して。其議案を發し。町村會ハ。戸長之を招集して。其議案を發す。

區會の評決ハ。區長之を施行し。町村會の評決ハ。戸長之を施行す。

六十三

〔區町村會の議員を。選舉する  
ことを。得べきものハ。誰々や。〕

満二十歳以上の男子よして。其區町村よ於て。地租を納むる者ハ。法律ふ定めたる制限ふ觸るゝ者。其選舉入たることを得べし。

六四

〔區町村會の議員より選舉せらるゝ者へ誰をや。〕

満二十五歳以上の男子にして其區町村より住居し其區町村内よりて地租を納むるものに法律を定めたる制限ふ觸るゝものゝ外其議員たることを得べし。

卒五

〔區町村會の外より又區町村の利害より關することを議するの會議ありや。〕

府知事縣令に數區町村より關涉する事件ある時其區域を定めて聯合區町村會を開設し又水利土功より關する事項として區町村會若くは聯合區町村會より評決するを得ざるものある時ひ特よ其區域を定めて水利土功會を開設することあるべし。

K 110.1

小學國語のハナダ

卷之二

尋常國民の心得卷の上終

明治十九年二月八日版權免許  
明治十九年二月 出 版

定價七錢

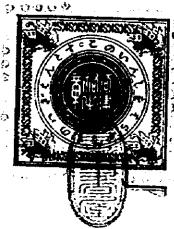
著者

東京府平民

河津祐之

神田區今川小路  
二丁目十五番地

出版人 阪上半七



東京府平民

日本橋區本石町  
十軒店六番地

大阪備後町四丁目

發賣 同 本町四丁目  
梅原龜七 岡島真七

尋常  
國民の心得

河津祐之著

下

